

## 学校選択制

八王子市では、特色ある学校づくりや開かれた学校づくり推進とともに、お子さんに適した学校を選ぶことができる「学校選択制」を実施しています。

学校選択制とは、住所により指定されている学校（指定校）と指定校以外の学校の中から、お子さんや保護者の希望により、就学する学校を選ぶことができる制度です。（指定校への入学・就学を希望される場合は、この制度の手続きは不要です。）

### ★どんな時に選択できるの？

- ・市内に住所を有し、八王子市立学校に入学するとき
- ・転入や市内での引越しで住所が変わり転校するとき

### ★選択できる学校は？

小学校：住所地の指定校に隣接する学校から選択できます。

中学校：市内すべての学校を選択できます。

#### 選択除外校について

各学校の教室数から選択制による受入可能人数が決まっています。

既に定員を満たしている場合は、全学年または一部の学年が選択除外となっています。

なお、年度途中で定員を満たした場合は、随時選択除外となります。

選択除外となっている学校（学年）でも、次に該当する場合はご希望の学校に入学できます。

（ただし、教室数の不足等により、許可区域からの入学を制限する場合があります。）

- ・選択区域・許可区域にお住まいの場合
- ・指定校変更承認基準に該当する場合

### ★抽選はあるの？

#### 新入学の方は

入学する前年の9月（選択希望票提出期限）の学校選択申請状況により、公開抽選の有無を決定します。抽選対象となった方には、10月末までに通知を郵送します。

#### 転校の方は

抽選はありません。定員を満たしている学校は、はじめから選択できません。

## ★学校の事を詳しく知るには？

保護者の方やお子さんに学校をより理解したうえで適切な選択をしていただくために、次のような情報提供を行っています。

- ・学校公開について

学校公開等の日程や、学校公開日以外の日には学校の見学をしたい方は、直接、各学校にお問い合わせください。

- ・ホームページへ各学校の特色の掲載

## ★手続き方法は？

### 新入学の方は

入学する前年の 8 月に、「選択希望票」を自宅に郵送します。電子申請または、郵送により、9 月の指定期日までに申請。

9 月の選択希望票提出期限日以降に転入・転居される方は、住民登録手続き後に学校選択の手続きが必要になります。

### 転校の方は

お引越手続き（住民登録）と同時に、学校選択の手続きをしてください。

## ★学校選択する際のご注意！

市では、通学区域の指定校に就学することを原則としていますが、ご希望により指定校以外の学校にも就学することができるよう、学校選択制を実施しています。就学する学校を決めるにあたり、以下の留意事項をご確認のうえ、学校を選択されるようお願いいたします。

### 学校を選択するにあたって...（保護者の方へ）

- 1 「選択希望票」提出後は、希望校を変更することはできません。学校を決めるにあたっては、お子さんと保護者の方ご自身で、学校説明会や学校公開などに参加していただくなど、学校の方針や実情などをお確かめのうえ、選択してください。
- 2 学校選択をする場合は、通学の安全や通学時間など、毎日の通学のことを考え、お子さんやご家庭に無理のない選択をしてください。
- 3 通学は徒歩通学が原則となりますが、徒歩通学が困難な一部の学校では、校長の許可に基づき電車・バス等の公共交通機関を利用しての通学が可能です。なお、学校選択により入学した場合の通学費用は、自己負担となります。自転車通学はできません。

- 4 学校の教育活動は、保護者や地域の皆様のご協力のもとに成り立っています。保護者の方々には、指定校・指定校以外の学校を問わず、学校行事、PTAなどの保護者活動など、学校への積極的な参画・協力をお願いします。
- 5 学校生活に必要な生活指導上の注意事項（例：携帯電話の取扱いなど）については、各学校の説明をご理解の上、ご家庭のご協力をお願いします。
- 6 中学校の部活動は、学校や生徒にとって重要な教育活動のひとつです。部活動を理由に学校を選択する場合は、指導教員の異動などのため、希望した部が縮小・廃部となる場合もありますので、このことをご理解のうえ、学校を選択してください。

#### 特別支援学級への就学や通級について

特別支援学級への就学や通級をご希望の場合は、別途手続きが必要です。就学相談室（電話：664-7524）までご連絡ください。

#### ★学校選択の状況は？

各学校の選択者数や選択理由のアンケート結果など  
学校選択制の結果（PDFファイルにて掲載）